

7. 多摩区構想素案に対する御意見と市の考え方

対象項目	整理P NO	内容	市の考え方	
めざすべき都市像	701	8,9	多摩区のめざすべき都市像の基本的な考え方として最初に「ひと・水・緑 - 住み続けたいまち 多摩区」が大きくとりあげられています。ところがP9ではその項目が4として最後に記述されています(基本的考え方には4はありません)。基本的考え方と同様な扱いで、1の前に移動してください。	基本的な考え方の「ひと・水・緑 住み続けたいまち 多摩区」の図と合わせて方針記述を冒頭に移動し、基本的な考え方の項目を1～3の3項目に修正いたします。
	702	8,9	区民提案では「(仮称)多摩川崖線軸」については特段の位置づけによる保全と継承を重要な柱としています。その取り組みの重みづけをより明確にしてください。「(仮称)多摩川崖線軸」の斜面緑地保全の実効性の高い取り組みのためには、その区域の適正な土地利用が必要です。その方針の記述が住宅地の中に埋没していて、明確になっていません。「ひと・水・緑 - 住み続けたいまち」をめざす多摩区の都市像においては、良好な環境を構成する重要な資源であり、重点的に保全すべき緑である「(仮称)多摩川崖線軸」の区域においては、適切な土地利用が図られるよう項目をたてて、誘導の指針を明記していただきたい。	各構想素案の方針記述を分野別の方針として整理していることから、「(仮称)多摩川崖線軸」の位置する丘陵部の土地利用については、都市計画上の考え方として、市街化を図るべきである市街化区域となっているエリアについては住宅地の方針に記述しております。具体的には、全体構想素案P27、28 <土地利用の区分> 丘陵部住環境向上エリアにおいて「住民の発意による地区計画等を活用した土地利用のルールづくりを支援し、緑地や農地と調和した住宅地、住環境の形成を促進」と記述、丘陵部住環境保全エリア及び丘陵部住環境保全エリアにおいて「保全を図るべき斜面緑地については、地権者の理解と協力を得ながら、緑地保全施策により保全」と記述しております。なお、各分野の骨格的事項となる都市構造の方針においても、多摩丘陵の緑の保全の項目をたて、都市構造方針図において(仮称)多摩川崖線軸として位置づけております。
	703	8	2の項を「身の丈にあった(生活圏中心・修復型・市民と協働の)まちづくりを推進します。」にする。 <理由> ・提案のイメージ(生活圏中心・修復型・市民と協働のまちづくり)に戻したい。 ・「身の丈」という言葉は差別語になっていない。	「身の丈にあった(生活圏中心・修復型・市民と協働の)」という表現の趣旨につきましては、多摩区構想素案P9 2 身近な生活圏における市民の暮らしの視点に立ったまちを育みます の項の中に反映されているものと考えております。また、より広く市民の皆様に分かりやすい表現として記述いたしました。
	704	9	多摩区構想素案の第2部、めざすべき都市像のP9 2 身近な生活圏における市民の暮らしの視点に立ったまちを育みます。について 多摩区の区民提案は「市民生活に必要な骨格的な都市基盤整備」と「身の丈にあった生活圏のまちづくりの推進」の2項目からなっていますが、多摩区素案では「身の丈にあった…」の考え方は継承しながらも、「身近な生活圏における市民の暮らしの視点に立ったまちを育みます」とわかりやすい表現に変更されています。 多摩区都市マス推進会議に途中から参加した私は「身の丈にあった…」にとまどいを感じました。まちづくりに関心のある仲間とも議論しましたが、変更後の表現がわかりやすいとの意見で一致しました。区民一般に理解されやすい変更(案)に賛成です。 注)長い間熱心に討議を続けられた多摩区都市マスメンバーの方々には、どのような想いがあるのかわかりませんが…。	「身の丈にあった(生活圏中心・修復型・市民と協働の)」という表現の趣旨につきましては、多摩区構想素案P9 2 身近な生活圏における市民の暮らしの視点に立ったまちを育みます の項の中に反映されているものと考え、素案の表現のままとさせていただきます。

めざすべき都市像	705	9	<p>1の項において、「身の丈にあった生活圏のまちづくりの推進」という表現の復活を要望します。</p> <p>区民提案ではP13及びP14に「(1)市民生活に必要な骨格的な都市基盤の整備、(2)身の丈にあった生活圏のまちづくりの推進」と項目を立て、バランスよく整備していくことを提案しており、これは基盤の整備を主軸とする従来型のまちづくりから修復型のまちづくりへとシフトすべきであるという提案で、区民提案の最も基本的で重要な提案であります。しかも、「身の丈にあった生活圏のまちづくり」の考え方が「骨格的な基盤の整備」に影響を及ぼす項目もあります。</p> <p>一方、多摩区構想素案のP9において、「2 身近な生活圏における市民の暮らしの視点に立ったまちを育みます」と表現されていますが、これは区民提案P14 (2) 「つまりこれまでの成長拡大型のまちづくり理念を見直し、新しい時代状況に応じたまちづくりの考え方として「生活圏中心のまちづくり」や「修復型のまちづくり」、「市民協働のまちづくり」といった身の丈にあった生活圏中心のまちづくりを進めていく必要があります。」とうたったものとまったくニュアンスが異なり、「市民の暮らしの視点」といった表現に置き換えられるものではありません。</p>	<p>「身の丈にあった(生活圏中心・修復型・市民と協働の)」という表現の趣旨につきましては、多摩区構想素案P9 2 身近な生活圏における市民の暮らしの視点に立ったまちを育みます の項の中に反映されているものと考えております。また、より広く市民の皆様に分かりやすい表現として記述いたしました。</p>
	706	10	<p>図中「生活拠点」を「身近な生活拠点」に変更する。(以下同該当部分は変更する。)</p> <p>「地域に応じた整備手法」を「身の丈にあった(生活圏中心・修復型・市民と協働の)整備手法」に変更する。</p> <p><理由></p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域生活拠点との違いをはっきりさせる。 ・提案のイメージ(生活圏中心・修復型・市民と協働のまちづくり)に戻したい。「身の丈」という言葉は差別語になっていない。 	<p>「生活拠点」の表現につきましては、他の区の区別構想を含めた都市計画マスタープランの概念として整理しておりますので、素案の表現のままとさせていただきます。御意見の趣旨につきましては、参考とさせていただきます。</p> <p>御意見の趣旨(生活圏中心・修復型・市民と協働)につきましては、多摩区構想素案P10 図の右側の列「生活圏を単位にした身近なまちづくり」に関する概念として整理しておりますので、その意図は図中に示されていると考えております。</p>
都市構造	707	14	<p>方針図に 生田緑地～多摩川の軸線 を入れるべき。</p> <p><理由> 軸線を強調するため。</p>	<p>生田緑地及び多摩川とのアクセスにつきましては、多摩区構想素案 都市環境の方針等において記述しておりますが、都市構造の方針図においては、多くが民有地となっている部分に具体的な整備事業等を示すような矢印を表記することは適当でないと考えておりますので、素案のままとさせていただきます。御意見の趣旨につきましては、今後の取組に向けた御意見として参考にさせていただきます。</p>

都市構造	708 14	<p>(仮称)多摩川崖線軸の適切な土地利用が図られるよう誘導の指針を明記すべき P14 4 (2)多摩丘陵の緑の保全 2行目「(仮称)多摩丘陵崖線軸」として、重点的に保全すべき緑と位置づけ、「その保全に努めます」「取り組みます」にすべきです。</p> <p>また、その実効性の高い取り組みのためには、都市計画的手法による土地利用の適正化と緑地等の保全手法による都市環境整備の双方を推し進める必要がある。その点では、(仮称)多摩川崖線軸の斜面緑地の保全について、都市環境の方針の記述はあるが、土地利用の方針の記述がないのは不適切である。</p> <p>市街化区域が区域の大半である多摩区において、かつて都市が拡大・成長する時代には、緑地や農地は未利用地として、将来開発され土地利用がされる対象の土地であった。しかし、時代は変わり持続可能なまちづくりをめざす多摩区の都市像においては、それらは良好な環境を構成する重要な資源である。よって、重点的に保全する緑である(仮称)多摩川崖線軸の区域においては、適切な土地利用が図られるよう誘導の指針を多摩区構想に明記すべきである。土地利用の方針としてその旨明記されたい。</p> <p>そして、その土地利用の誘導を行う際には過去数十年間の土地利用の経緯に着目することが重要である。イ.都市環境方針図において重要度の高い緑と位置づけられている部分及びその周辺地区について、ロ.過去数十年間非住宅系の用途の建物が立地し、ハ.その用途を適法とするために周辺の低層住宅系の地区より、ゆるやかな都市計画が定められている区域で、かつニ.現に立地している建物の規模(容積率や高さ)に比べて定められている容積率や高さの最高限度が大きい地区については(4つの条件を満たす地区を中心に)、その是正を行う、あるいは、住宅系の用途に土地利用が変更される際に緑の保全を妨げる開発が抑制されるよう、住宅系の利用に転用する際に限定してより厳しい土地利用ルール(高度地区など)を設定するなどして、より適正な土地利用を誘導するような方策を講ずるべきである。</p>	<p>都市計画マスタープラン素案の文章表現については、策定の趣旨等素案P8 に示すとおり、実施主体や計画熟度に従って整理しております。「(仮称)多摩川崖線軸」の良好な斜面緑地の保全については、目標の実現に向けて、時間はかかっても継続して取り組む事項と考えており、「保全に努めます」と表現しております。</p> <p>また、土地利用方針への記述につきましては、各構想素案の方針記述を分野別の方針として整理していることから、「(仮称)多摩川崖線軸」の位置する丘陵部の土地利用については、都市計画上の考え方として、市街化を図るべきである市街化区域となっているエリアについては住宅地の方針に記述しております。具体的には、全体構想素案P27、28 <土地利用の区分> 丘陵部住環境向上エリアにおいて「住民の発意による地区計画等を活用した土地利用のルールづくりを支援し、緑地や農地と調和した住宅地、住環境の形成を促進」と記述、丘陵部住環境保全エリア及び丘陵部住環境保全エリアにおいて「保全を図るべき斜面緑地については、地権者の理解と協力を得ながら、緑地保全施策により保全」と記述しております。</p> <p>なお、各分野の骨格的事項となる都市構造の方針においても、多摩丘陵の緑の保全の項目をたて、都市構造方針図において(仮称)多摩川崖線軸として位置づけております。</p> <p>土地利用の規制に関する具体的御提案につきましては、住民発意による地区計画等の土地利用ルールの策定支援や地域の実情に応じた質の高い住宅地を形成するためのきめ細かな土地利用誘導方策の検討の際の参考とさせていただきます。</p>
土地利用	709 17	<p>1(1) 3つめの文 …、土地の高度利用及び適正利用を図るため… <理由> 高度利用だけでなく適正利用という視点も入れたい。</p>	<p>御意見の趣旨につきましては、多摩区構想素案P17 1(1) 建物の建替え更新を適切に誘導し、新しい魅力的な都市機能の集積をめざします の項における「適切に誘導」、「計画的な誘導」という表現の中に反映されているものと考えております。</p>
	710 17	<p>1(3) の文章に追加。 …。また、連続する低層階の商業施設と中高層階の住宅をそれぞれ適切なかたちに誘導するためのルールづくりや土地利用の誘導を行います。 <理由> 商業施設の連続した活性化を図るとともに地域生活拠点にふさわしい街なか居住のための良好な住環境をつくる(商業地域内のドミノマンション対策)のため。</p>	<p>御意見の趣旨につきましては、多摩区構想素案P17 1(3) 商業地域等における都市型住宅の適切な誘導 の項において、基本的考え方として反映されているものと考えております。</p>
	711 19	<p>1(5) 4つめの文(P19上から2つ目)「…改善を検討します。」から「…に努めます。」に強めるべき。 <理由> 策定趣旨等の文章表現でレベルアップ。</p>	<p>登戸駅と多摩川とを結ぶ歩行者動線の改善につきましては、現在のところ、実現に向けて、庁内・関係機関・市民との協議・調整・検討が必要な事項であることから、策定の趣旨等素案P8 6(3)文章表現 の項において示すとおり、「検討します」という表現が適切であると考えております。</p>

土地利用	712	19	2(1)1つめの文「各鉄道駅から約300mの周辺地区(商業等利用圏)は、…日常生活を支える歩いて暮らせる地区コミュニティの…」下線部の追加すべき。 <理由> 身近な生活拠点についての記述はここしかないので、基本的な事項は落ちのないよう書いてもらう。	生活拠点としての鉄道駅周辺地区の圏域につきましては、必ずしも300mで規定できるものではないと考えております。また、「歩いて暮らせる」という表現の趣旨につきましては、地区コミュニティの「生活拠点」という表現に反映されているものと考えております。
	713	19	2(1)2つめの文について 「…住民や商店街組織、その他関係者の主体的な…」下線部の追加。 「…街なみ景観の形成を5年、10年のニーズにも応えながら20年後に目標を置く身の丈にあった(生活圏中心・修復型・市民と協働の)まちづくりをめざします。」という表現にすべき。 <理由> ・まちづくりには、地元にある大学、鉄道事業者、地元密着企業等もありうる。 ・身近な生活拠点についての記述はここしかないので、基本的な事項は落ちのないよう書いてもらう。	まちづくりには、地元大学等もございますので、「その他関係者」という記述を追加修正してまいります。「…街なみ景観の形成を5年、10年のニーズにも応えながら20年後に目標を置く身の丈にあった(生活圏中心・修復型・市民と協働の)まちづくりをめざします。」という表現につきましては、都市計画マスタープランは20年後の将来像を描いているものであること、御指摘の記述につきましては生活拠点に関する記述であること、市民主体のまちづくり活動の支援につきましては、文中で既に記述していることから、御意見の趣旨につきましては、反映されているものと考えております。
	714	20	2(2)1つめの文「…の強化に努めるとともに、電線類の地中化等でまちの…」下線部追加すべき。 <理由>「電線類の地中化」は政府の経済財政諮問会議でも日本の都市美化と社会資本の形成の観点から議論されている市民権を得た事項であり、身近で現実味のある具体例として文章に入れたい。また、本都市防災欄では同じ扱いをしている。	電線類の地中化につきましては、当面、主要な幹線道路や広域拠点、地域生活拠点等、拠点となる地区等で進めていくものと考えておりますので記述しておりません。
	715	20	2(3)1つめの文について 「…、商店街組織や住民、その他関係者の発意による…」 「…支援するとともに、電線類の地中化等で景観に配慮した…」下線部追加すべき。 <理由> ・まちづくりには、地元にある大学、鉄道事業者、地元密着企業等もありうる。 ・都市美化と社会資本の形成の観点から議論されている市民権を得た事項であり、身近で現実味のある具体例として文章に入れたい。また、本都市防災欄では同じ扱いをしている。	1点目については、まちづくりには、地元大学等もございますので、「その他関係者」という記述を追加修正してまいります。 2点目については、電線類の地中化につきましては、当面、主要な幹線道路や広域拠点、地域生活拠点等、拠点となる地区等で進めていくものと考えておりますので記述しておりません。

土地利用	716	21	<p>住宅地の特性に合わせた適正な規制・誘導をはかる多摩区内の住宅地は、それぞれの形成過程が異なる。「水・緑の存在によりその豊かな住環境が確保されており、相互の相関関係の中で考える」という原則に基づいて、各地区の特性に対応したかたちで規制・誘導をはかることが重要である。</p> <p>二ヶ領用水沿いなどを中心にスプロールの住宅地化が進んだ住宅地では、地区の防災性を高めるため狭い道路の整備を進めながら、安全で快適な住宅地の形成を進めることが重要である。この際、農地と住宅地が調和した良好な住宅地をめざすため、一律的に広幅員な道路整備を優先するのではなく、農地としてのオープンスペースと農道などの通路が適切なネットワークを形成し、上記の目的を達成するという視点も重要である。</p> <p>丘陵部で計画的に開発がされた住宅地では、既に良好な住宅地を形成しその住環境を保全していくべき地区もある一方で、宅地造成等規制法などの制定前に開発が行われた住宅地などでその基盤に課題を残す地区もあるのが現状である。よって、地区の特性に合わせるという原則によりきめ細やかに規制の適正化を行うことが重要である。特に現行の土地利用のルール(建ぺい率・容積率、高さ、用途のそれぞれ)に対して、過去数十年間立地してきた建物の規模が小さい地区(残余部分の大きい地区)については、将来住民が暗黙に合意している築造を上回る開発が行われるリスクを軽減するために、土地利用ルールの適正化など見直しを積極的に推進すべきである。</p>	<p>御意見の趣旨につきましては、多摩区構想素案P213「地域の特性を活かした安全・快適な住環境を育みます」の項において、盛り込まれていると考えておりますが、土地利用ルールの適正化など具体の御提案につきましては、住民発意による地区計画等の土地利用ルールの策定支援や地域の実情に応じた質の高い住宅地を形成するためのきめ細かな土地利用誘導方策の検討の際の参考とさせていただきます。また、道路整備の視点につきましては、都市防災の考え方として参考にさせていただきます。</p>
	717		<p>多摩区構想では「生活圏のまちづくり」についての項目立てがありません。できる限り各分野別の方針に生かして記述したとの説明を受けましたが、実際は「生活圏のまちづくり」についての具体的な記述がほとんどなく、まちづくり推進地域別構想に委ねられている状況です。まちづくり推進地域別構想の具体案が示されていない現段階では、「生活圏のまちづくり」が地域別構想の策定の中でどのように位置づけられるかも分からないし、位置づけられるという保証もありません。多摩区構想素案の中で、「身の丈にあった生活圏のまちづくり」に言及すべきと考えます。</p>	<p>区民提案第3章「身の丈にあった生活圏のまちづくり」の御提案内容につきましては、全体構想、他の区別構想と整合を図り、広く市民の皆様に分かりやすいものとするため、多摩区構想素案の各分野別方針の中に反映されていると考えております。また、「まちづくり推進地域別構想」の考え方につきましては、策定の趣旨等(案)の中で記述しておりますが、制度の詳細につきましては、今後検討してまいります。</p>
	718		<p>生田緑地の保全に関して、計画的な誘導という記述があるが、このマスタープランで、例えば生田緑地のところで、20mを超えるような建物の建築を規制することができるのか。</p>	<p>都市計画の基本方針である都市計画マスタープランでは、個別具体の建築計画について直接規制することはできません。</p>
	719		<p>区別構想素案には、大規模住宅団地の建替えについて記述しているが、自分の住まいにも関係するため、具体的な多摩区における建替え・改修計画を教えてください。</p>	<p>都市計画の基本方針である都市計画マスタープランでは、建替えについての基本的な考え方を示しており、具体的な建替え計画等も含めての記述は行っておりません。現在進められている建替え計画等の具体的な内容についてお調べの場合は、所管部署を御紹介いたします。</p>

交通体系	720	14	<p>「鉄道と道路網」を「道路網と鉄道」とすべき。 <理由> 市が主体的に取り組み、明確なアクションを示せるのは道路である。従って、記述の優先順位は、道路>鉄道である。</p>	<p>都市計画マスタープランは具体的な事業の優先順位を定めるものではないこと、さらに用語の順番が優先順位を示すものではないことから、素案のとおりとさせていただきます。</p>
	721	14	<p>「大量輸送を担う…、未整備の…努めます」の部分を「未整備の都市計画道路の見直しや効率的な幹線道路の整備に努め、大量輸送を担う鉄道網の強化を図ります」とすべき。 <理由> 市が主体的に取り組み、明確なアクションを示せるのは道路である。従って、記述の優先順位は、道路>鉄道である。</p>	<p>都市計画マスタープランは具体的な事業の優先順位を定めるものではないこと、さらに用語の順番が優先順位を示すものではないことから、素案のとおりとさせていただきます。</p>
	722	29	<p><現状・課題>の1 鉄道不便地域の…以下を削除し、として挿入すべき。 に続けて、「しかしながら、幹線道路に関しては、川崎市の他区と比較して整備率が低く、渋滞原因の踏み切り解消のための、駅舎の橋上化などの対策も遅れていて、交通需要を処理しきれていないのが課題です。」とすべき。 「鉄道や道路」を「道路や鉄道」とすべき。 <理由> ・多摩区では、川崎縦貫高速鉄道線の優先順位は高くないし、区民提案の時点では、まだ事業として決定していなかった。 ・現状と課題の共通認識が必要であり、特に都市計画道路の整備率の遅れにともなう課題は、重要な認識事項である。 ・市が主体的に取り組み、明確なアクションを示せるのは道路である。従って、記述の優先順位は、道路>鉄道である。</p>	<p>1点目につきましては、の後段は特に鉄道網關することが中心の項目であることから削除し、多摩区構想素案P32 2都市の活力の向上に資する環境に優しい鉄道網の増強をめざします の項の<現状・課題>に取りまとめて記述いたします。 2点目の前半の御意見の趣旨につきましては、特に及び に反映して記述していると考えております。 2点目の後半の御意見の趣旨につきましては、踏切や鉄道駅舎の改善に関する課題記述について、多摩区構想素案P33 3鉄道駅周辺のまちづくりと連携した駅へのアクセス環境の改善をめざします の項の<現状・課題>の記述の中に反映されているものと考えております。 3点目につきましては、都市計画マスタープランは具体的な事業の優先順位を定めるものではないこと、さらに用語の順番が優先順位を示すものではないことから、素案のとおりとさせていただきます。</p>
	723	30	<p>(1) ~ をカットすべき。 のタイトルを(1)のタイトルに格上げすべき。 新しく(1)に「構築や見直しに当たっては、自動車へ過度に依存しない人と環境に優しい都市構造形成をめざすとともに、都市防災性、歩行者等の安全性・快適性、景観形成、環境対策に十分考慮した整備をめざします。」を追加する。 <理由> ・全体構想素案と重複記述になっている。多摩区素案は、多摩区の現状と課題に即したものに絞り、わかりやすくすべきである。 ・道路の特性と機能に応じた利用は、重要な実現期待項目である。 ・人の生活を尊重した対策のあり方として配慮してほしい。</p>	<p>1点目の ~ は、幹線道路網のあり方として基本的な内容となっておりますので、全体の考え方をわかりやすく示すという観点からも、素案のとおり記述させていただきます。 2点目の追加項目については、交通体系全体の内容に反映されているものと考えております。</p>

交通体系	724	31	<p>(2)広域…は、(5)広域…と順番を下げるべき。 (3) 及び を、それぞれ(2)及び(3)に格上げすべき。 (5)を新しい(4)に順番を変えるべき。 (4)を新しい(6)に順番を変えるべき。 新しい(3)の「幹線道路以外にも…体系的な幹線道路網の考え方に従って、地域の実情に応じた道路整備や道路改良に努めます」の下線部「に従って」を「や市民の安全を確保する視点に立って」とすべき。 新しい(4)「世田谷町田線における渋滞の原因となっている交差点の改良に、優先順位を高めて、取り組みます。」を追加すべき。 <理由> ・多摩区では、川崎縦貫高速道路の優先順位は高くない。 ・重要希望事項なのでこのレベルで記述してほしい。 ・優先順位付けから。 ・新しい(5)の追加により。 ・市民の安全の視点が重要(効率優先によって生じた重大事故が多発している) ・世田谷町田線の早急な整備が待たれている(ずっとずっと待っていますが、いつまで待てばよろしいのでしょうか)</p>	<p>記述の順番につきましては、施策の優先度と関係するものではなく、道路の体系に応じて記述しております。また、都市計画道路の整備の考え方につきましては、都市計画マスタープランの策定と並行して、平成17年度から「都市計画道路網のあり方」検討を行っております。都市計画道路のあり方や都市計画道路の見直しの基本的考え方について平成18年4月に中間答申を行い、パブリックコメントを実施し、広く皆様の御意見を伺い、見直し対象路線・区間の選定、路線別見直し方針について明らかにしてまいります。御意見で挙げられた世田谷町田線につきましては、都市計画マスタープラン素案では、「主な幹線道路」として図示しております。また、個別路線ごとの整備計画については、平成18年度に「道路整備計画」の策定作業を行っており、今後10年間にわたる事業は、その中で明らかにしてまいります。 また、世田谷町田線の整備に関する御意見につきましては、上記の検討、また、今後具体的に整備を進めていく上で参考とさせていただきます。</p>
	725	32	<p>2の<現状・課題>について、「多摩区の公共交通網…」をカットして、3の現状・課題に追加すべき。 <理由> 内容が、3の方に相応しい。</p>	<p>御意見の趣旨を踏まえ、記述を修正してまいります。</p>
	726	32	<p>2(1)「隣接都市へのネットワークを…新百合ヶ丘駅までの複々線化事業を促進します。」の記述を変更してほしい。 <理由> 複々線化事業と立体化事業は一体的なものであり、市も主体的かつ積極的に取り組んでほしい。</p>	<p>複々線化事業につきましては、市が事業者の取組を促進するものでございますので、策定の趣旨等素案P8 6(3)文章表現 の項において示すとおり、「促進します」という表現が適切であると考えております。</p>
	727	32	<p>2(2)「多摩区から川崎中心地へのアクセスの利便性を高めるため、所要時間の短縮も、鉄道事業者に働きかけます」を追加すべき。 <理由> 川崎市の南北方向の所要時間は旧態のままで、30年前とほとんど変わらない。市の自立性を高めるためにも、新宿、渋谷、横浜へ行くより時間を短縮してほしい。</p>	<p>御意見の趣旨につきましては、多摩区構想素案P32 2(2)JR南武線の輸送力向上 の項において、基本的な考え方として反映されているものと考えております。</p>
	728	33	<p>3<現状・課題>について 「多摩区の公共交通網の大きな課題としては、小田急小田原線、JR南武線は、道路との平面交差が多く、地域が分断され、通勤・通学時における踏切遮断による渋滞の発生や横断者の安全性確保が緊急課題となっています。」に変更すべき。 「小田急小田原線は、世田谷町田線と五反田川に沿って走っていることから、生田駅・読売ランド前駅周辺での渋滞発生が課題となっており、鉄道の立体化(地下化)も求められています」を追加すべき。 <理由> ・2<現状・課題>より移動し、前からそこにある「小田急小田原線、JR南武線は…」と合体させた。 ・2<現状・課題>より移動、また「区民提案」では地下化について検討し、現実性があるとして、地下化を強く提案している。</p>	<p>御意見の趣旨を踏まえ、「多摩区の公共交通網の大きな課題としては、小田急小田原線、JR南武線は、道路との平面交差が多く、地域が分断され、通勤・通学時における踏切遮断による渋滞の発生や横断者の安全対策が課題となっています。」と修正し、「小田急小田原線は、世田谷町田線と五反田川に沿って走っていることから、生田駅・読売ランド駅周辺での渋滞発生が課題となっており、鉄道の立体化も求められています。」と修正いたします。 なお、緊急性等の優先順位付けは都市計画マスタープランでは定めないので記述せず、地下化については具体的な事業手法の一つとなるため記述いたしません。御意見として参考とさせていただきます。</p>

交通体系	729	33	<p>3(2)踏切横断対策 「・通勤通学時における…歩行者横断の安全性が緊急改善の課題となっている…踏切横断対策を検討します。」と下線部を追加すべき。 「・小田急線と世田谷町田線がごく近くを走っている生田駅、読売ランド前駅周辺での踏切での渋滞発生が問題になっていることから、鉄道事業者との連携により、車の踏み切り横断対策を検討します。」を追加すべき。 <理由> ・重大事故が発生する前に、ぜひ改善してほしいものです。 ・南北の分断、世田谷町田線の渋滞など、特に、渋滞による経済的ロスも大きい。地域住民・商店街など、皆が本当に困っています。ミュージアムで流れる音楽のようにスムーズに流れてほしい。</p>	<p>1点目の記述は、都市計画マスタープランでは緊急性等の優先順位付けは行わないことから、素案の記述のままとさせていただきます。 2点目の鉄道による地域分断に対する取組につきましては、多摩区構想素案P33 3(1)鉄道による地域分断や鉄道駅へのアクセスの改善の項において、基本的考え方として反映されているものと考えております。</p>
	730		<p>鉄道による地域分断や鉄道駅へのアクセスの改善などの記述に、語尾表現では出ていない「…に働きかけます」という記述があるが、市に主体性がないのか。</p>	<p>鉄道駅施設の改善につきましては、鉄道事業者が取組を進めていくものと考えておりますが、鉄道事業者につきましても、整備には多額の費用がかかってくることから、市としましては、鉄道事業者に働きかけているところでございます。策定の趣旨等素案P8 6(3)文章表現についての項において、「働きかけます」という表現を追加、修正いたします。</p>
	731	34	<p>バリアフリー化された歩道の整備 について 横浜生田線の一部、世田谷通り(生田商店街)手前に、生田大橋の三叉路の信号の改善。現状のままでは、交通事故が何時発生するかわからない。また、小田急線の跨線橋の下に大型ダンプカー等が違法駐車しており道路を狭くしている。明確に駐車禁止区域と指定されたい。また、幹線道路にかかっている人道の跨線橋を撤去願いたい。人は下の横断歩道が便利のため利用していない。高齢者、子供達、自転車の利用者は不便である。(エレベーターは良いが金がかかる)</p>	<p>都市計画の基本方針である都市計画マスタープランにおきましては、個別具体的な整備計画について記述しておりませんが、具体的御提案につきましては、今後の取組を進める上で参考とさせていただきます。</p>
	732	34	<p>4の<現状・課題>について 公共交通機関…の文章から、「さらに、幹線道路の整備の…地域も見られます」の部分をカットし、5の現状・課題に移すべき。 <理由> 5の方が相応しい。</p>	<p>記述を修正してまいります。</p>
	733	34	<p>(2)として、新しいコミュニティ交通の立ち上げを追加し、坂が多い丘陵地や…を(2)に移すべき。 <理由> 新しいコミュニティ交通が必要な弱者が沢山います。</p>	<p>地域特性で2つの項目に分けて示すことが望ましいと考えられることから、記述を修正してまいります。</p>
	734	34	<p>新しい(2)に、「坂が多い…市民の主体的な活動を支援し、地域交通の改善に取り組みます」に下線部を追加すべき。 <理由> もっと積極的に取り組む姿勢を示してほしい。</p>	<p>新しいコミュニティ交通の運営や検討につきましては、地域の協議会等による主体的な活動により進められるものであり、市としてはそれらの活動に対して支援していくものと考えております。</p>
	735	34	<p>コミュニティバスの検討について 川崎市内でコミュニティバスを利用している地域は、いずれも比較的フラットなところであり、生田、三田、五反田地区のような坂の多い街ではない。世田谷通り南北側を一体化した地域こそコミュニティバスの運行が必要と思う。まして川崎北部病院、聖マリアンナ病院は大型バスの運行はない。地域住民の協力が必要な時は大いに力を注ぎたい。</p>	<p>コミュニティバスの検討につきましては、多摩区構想素案P34 4 環境への負荷が少ない公共交通網の整備をめざしますの項において、具体的なルートについては記述しておりませんが、新しいコミュニティ交通の運営や検討を行う市民の主体的な活動支援についての基本的考え方を記述しております。</p>
交通体系	736	35	<p>5の<現状・課題>に、4の<現状・課題>でカットした「・幹線道路の整備の立ち遅れ…」を追加すべき。</p>	<p>記述を修正してまいります。</p>

737	35	<p>5(1) 「生活道路の安全性の…歩行者・自動車等の交通量が多く、一定の幅員が確保されている道路については、歩車分離を図るための…安全対策に努めます。」の下線部を「多い道路については、道路整備と一方通行など交通規制を組み合わせた」に変更すべき。</p> <p><理由> 交通量の多い狭い道は、本当に危険を感じます。(車よ道をゆずれ)</p>	<p>御意見の趣旨につきましては、多摩区構想素案P35 5(1) 地区・街区を単位にした道路整備と交通安全対策の取組 の項において、基本的考え方として反映されているものと考えております。</p>
738	36	<p>違法駐輪車の撤去について 生田駅前、駅裏五反田川周辺道路は歩行に支障をきたしている。現在、建造中の駐輪場は一時しのぎである。五反田川に蓋をするか、そして駐輪場とするくらいの決断が必要。救急車、消防車は入れない。また、駅裏の柿畑は無用の長物。所有者の英断による活用を望む。</p>	<p>放置自転車対策につきましては、多摩区構想素案P36 6(2)自転車と共存したまちづくり の項において、基本的考え方として反映されているものと考えております。具体的御提案につきましては、今後の取組を進める上で参考とさせていただきます。</p>
739	36	<p>6(2) 「歩行者と自転車とともに安心、安全に行動できるみちづくり、ルールづくりに努めます」を追加する。</p> <p><理由> 自転車による重大事故が多発しています。特に、老人、子供が生活する生活圏では重要である。</p>	<p>生活道路における安全なみちづくりににつきましては、多摩区構想素案P35 5(1)安全性、快適性を備えた住宅地内の生活道路づくりを進める の項において、基本的考え方として反映されているものと考えております。</p>
740		<p>交通ネットワークについて 区内の道路整備率は47%と全市平均61%と比較し低く着工が進んでいない。特に横浜生田線は私がこの地に転居30年以上、全く着手されていない。大型車優先の道路で人が通るのは極めて危険である。特に専大前から聖マリアンナ大病院の三叉路間約500mはシーボンのパビリオンができてから特に目立つ。即刻、人の通行を禁止してもらいたい。人身事故発生の危険あり。</p>	<p>都市計画道路の整備の考え方につきましては、都市計画マスタープランの策定と並行して、平成17年度から「都市計画道路網のあり方」検討を行っております。都市計画道路のあり方や都市計画道路の見直しの基本的考え方について平成18年4月に中間答申を行い、パブリックコメントを実施し、広く皆様の御意見を伺い、見直し対象路線・区間の選定、路線別見直し方針について明らかにしてまいります。御意見で挙げられた横浜生田線につきましては、都市計画マスタープラン素案では、「主な幹線道路」として図示しております。また、個別路線ごとの整備計画については、平成18年度に「道路整備計画」の策定作業を行っており、今後10年間に行われる事業は、その中で明らかにしてまいります。 横浜生田線の整備に関する御意見につきましては、上記の検討、また、今後具体的に整備を進めていく上で参考とさせていただきます。</p>

<p>交通体系・まちの現状</p>	<p>741</p>	<p>交通・道路に関して、前向きで具体的な計画とその推進方法の記述を要望します。</p> <p>1 現行計画とのすり合わせ、新総合計画との整合、庁内各部署との調整等を経ているためか、構想素案では多くの問題点が平板かつ見えにくい記述となっています。区民提案にこめられた区民の熱意、思いが消されています。</p> <p>2 一番重要視され、区民提案で多くのページを費やして提案した道路問題について、前述のごとく計画道路整備率が著しく遅れている多摩区についての改善策が示されていません。</p> <p>3 さらに都市計画道路のあり方は、マスタープラン策定と別個に平成18年度中に「道路整備計画」が策定され、そこで今後10年間に計画される事業計画が明らかにされると説明がなされ、市から「都市計画道路網の見直しの基本的な考え方」に対して市民意見の募集が始まりました。まさに区民提案がこの部分に時間をかけて議論してきた訳ですが、構想素案に一番書いてほしい部分が「道路整備計画」策定中というブラックボックスに封じ込められていて、私どもを含め一般に分りにくいものになっています。</p> <p>4 特に、日常的に地域住民が困っている道路(渋滞、通過交通への整備)、鉄道(線増、利便性、踏切)についての整備事業的記述がかけられており、区民提案にあるものは触れましたという素案になっているが、より詳細な具体策を示していただきたい。</p> <p>5 多摩区構想素案「第1部まちの現状」P2からP6の記述で、土地利用、住環境などには触れているが、交通・道路に関する項目がなく、バランスを欠いている。この部分に都市計画道路の整備率の現状を表示するなどにより、判り易い「まちの現状」とすべきであります。</p>	<p>都市計画の基本方針である都市計画マスタープランにおきましては、個別具体の事業を列挙するものではないとさせていただきます。また、策定の趣旨等素案P3～P5で示すとおり、都市計画マスタープランは、都市計画法の規定に基づき、上位計画である市の「基本構想」、県が定める「都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」に即するとともに、都市計画に関する一体的・総合的な方針とするために、様々な政策領域別基本計画や事業計画と整合を図る必要がございます。御意見の趣旨は、今後の取組の参考とさせていただきます。都市計画道路の整備の考え方につきましては、都市計画マスタープランの策定と並行して、平成17年度から「都市計画道路網のあり方」検討を行っております。都市計画道路のあり方や都市計画道路の見直しの基本的考え方について平成18年4月に中間答申を行い、パブリックコメントを実施し、広く皆様の御意見を伺い、見直し対象路線・区間の選定、路線別見直し方針について明らかにしてまいります。また、個別路線ごとの整備計画については、平成18年度に「道路整備計画」の策定作業を行っており、今後10年間に計画される事業は、その中で明らかにしてまいります。区民提案で挙げられた具体の御提案につきましては、上記の検討、また、今後具体的に整備を進めていく上で参考とさせていただきます。多摩区構想素案 第1部まちの現状 の記述につきましては、広く市民の皆様に分かりやすいものとするため、現状のデータ等の記述を追加、修正してまいります。</p>
<p>都市環境</p>	<p>742</p>	<p>43 43ページ(1)について、と同様の理由で、生田緑地内の私有地の緑の保全を明記していただきたい。</p> <p>理由： に特別緑地保全地区等の指定による斜面緑地の保全は生田緑地内の緑の保全にはふれられていません。</p> <p>・4年前、生田緑地の中心地(通称どんぐり山)で約1000㎡の開発行為がはじまった時点で、「生田緑地の保全に関わる住民」が市に申し出て、市が購入することとなった。</p> <p>・今後も、この種の開発問題が起きたらどうするのか。(すでに開発の噂は出ています。)生田緑地内の斜面緑地も保全する。と明記していただきたい。</p>	<p>多摩区構想素案P43 3(1) は、民有地を多く含む斜面緑地の保全の基本的な考え方として、「(仮称)多摩川崖線軸」とし、斜面緑地総合評価に基づいて、地権者の協力を得ながら、「特別緑地保全地区」等のさまざまな緑地保全施策を活用し、保全に努めるという記述にしており、特定の区域の民有地を個別具体には明示しておりません。生田緑地については、特に同素案P43 3(3)として全体の考え方を示しております。なお、都市計画マスタープランでは、大規模な開発行為等に対する誘導の指針として活用してまいります。が、具体の土地利用規制を法的に行うことはできませんので御了承ください。</p>
	<p>743</p>	<p>43 3(1)多摩区の都市の骨格を形づくる緑地帯として多摩丘陵の斜面緑地の保全します の項について 斜面緑地の保全対策のひとつとして、相続税の課税評価額の8割評価減など具体策を明示してほしい。</p> <p><理由></p> <p>斜面緑地の失われるのは、相続発生時の相続税が大きな要因であり、これの対策を講じなければ、今後も緑の減少は止まらない。</p>	<p>緑地保全に係る税法上の軽減措置等の拡充に向けた取組につきましては、個別具体の緑化施策のなかで、取り組んでいくものと考えております。御意見の趣旨につきましては、関係部局に伝えてまいります。</p>
	<p>744</p>	<p>44 3(4) 公園緑地等の緑の拠点を結ぶ散策路の設定 の項について の2番目の文章について、既存の4遊歩道の他に、…住民等と協働して散策路の設定を「検討します。」「取り組みます。」とすべき。</p> <p><理由></p> <p>「東生田自然遊歩道」と「長尾の里めぐり」を連続するために生田緑地内に散策路を設けることが「生田緑地整備基本計画」で決まっています。</p>	<p>記述を修正してまいります。</p>

都市環境	745	<p>「平成18年3月 川崎市都市計画マスタープラン多摩区構想素案」を拝読し、多摩区の市民健康の森の活動組織・日向山うるわし会事務局を担当しております経験から、2点意見を申しあげたく、本書を提出いたします。</p> <p>1 「多摩区都市環境方針図・素案」中の「緑の拠点」に、東生田緑地(日向山の森)を加えてください。「素案」におきまして、「緑の拠点を核に…水と緑のネットワークの形成をめざす」(P44)とあり、また今後の緑の管理保全については「生田緑地・東生田緑地(緑の保全地区)…において、…里山ボランティア等の市民が協働して維持管理を進めていきます」とありますが、上記の「都市構造方針図」のなかでは東生田緑地に緑の拠点マークがついておりません。「緑の拠点」の主旨からしますと、この地は緑のネットワークの中心地であり、しかも地形的に多摩川崖線軸のマークの入っている五反田川沿い、あるいは山下川沿いからも外れておりますので、明確なマーク付けをする必要があります。また、次項に記しますが、すでに市民ボランティアの活動が行われている地域でもあり、「緑の拠点」として明記していただきたく思います。</p>	東生田緑地について、緑の拠点として記載してまいります。
	746	<p>2 東生田緑地(日向山の森)を、「市民健康の森」として位置づけ、本文ならびに方針図中に、その名称を明記してください。</p> <p>素案における緑地帯への方針は、細やかに、かつ十分に配慮されていることに感謝いたしておりますが、本素案中に「市民健康の森」の位置づけが見出せません。市民健康の森の活動は、「行政と市民の協働により、緑の創出と保全をめざし、新しいコミュニティをつくる」という行政の呼びかけに応じて活動が始まり、5年後の現在も継続しています。この活動の仕方が、今後の川崎市の緑政活動にとって新しい指針になるべきものであることが、本素案からも読み取れます。「市民健康の森」の主旨からいいたしても、川崎市の将来像を大きく左右する「都市計画マスタープラン」の中にしかるべく位置づけ、永続的な活動が行われるよう配慮していただくことを期待いたします。</p> <p>なお、東生田緑地については、「都市環境方針図素案」のなかでは、「多摩川崖線軸」「遊歩道」「緑の保全地域」の各マークが、「土地利用方針図素案」のなかでは「主な公園・緑地等」のマークがつけられています。</p>	東生田緑地における市民健康の森の活動につきましては、多摩区構想素案P44 3(4) 緑のふれあい活動や斜面緑地・公園緑地等の維持管理 の項において、里山ボランティア等の市民と協働して維持管理を進めていくという基本的考え方に反映されているものと考えております。 <p>なお、都市計画マスタープランの方針記述においては、市民健康の森という事業名称は方針記述の本文において例示として使用し、方針図等には緑地の名称を基本に使用することで統一いたしますので御了承ください。</p> <p>御意見の趣旨につきましては、今後の施策を進める上での参考とさせていただきます。</p>

都市環境	747	<p>「川崎市都市計画マスタープラン」(平成18年3月)の「全体構想 素案」及び「多摩区構想 素案」を拝読させていただきました。壮大な計画に取り組むことは行政と市民の協働がなによりも大事だと思います。わたしどもも時間の許す限り協力をいたしたいと思います。さて、「多摩区構想 素案」のなかで、49頁の「多摩区都市環境方針図・素案」中、「緑の拠点」を示した図がありますが、その中に「東生田緑地(通称:日向山の森)」を「緑の拠点」として明記いただきたくお願いいたします。</p> <p>東生田緑地は市有地ですが、長い間、人手が入らず孟宗竹が伸びて雑木林を駆逐し、昼でも暗く人影もない状態になっていました。平成14年7月、ボランティアによる多摩区市民健康の森活動組織「日向山うるわし会」を結成し、里山再生のために孟宗竹伐採、笹や下草刈等を行い、雑木林を見事に蘇らせてまいりました。最近では散歩する人も増え、近くにある東生田小学校の総合学習のフィールドとしても活用されています。東生田自然遊歩道の一部にもなっており、歴史的にも見るものがあります。</p> <p>日向山うるわし会は、このような背景のある東生田緑地(日向山の森)を市民の手で整備・保全しようとの活動を続けて5年目を迎えましたが、今後も未永く活動が続けられますよう、また「市民健康の森」の主旨からしましても、是非とも多摩区の「緑の拠点」のひとつとして位置づけていただきたく思います。</p>	東生田緑地について、緑の拠点として記載してまいります。
	748	<p>47 (2)多摩丘陵や多摩川・二ヶ領用水等の風景資産を活かした街なみの形成。について、以下の追記を望みます。</p> <p>・二ヶ領用水の新川橋より下流の親水整備に努めます。</p> <p><理由></p> <p>五反田川の洪水対策として、田中橋付近(東生田小学校の近く)から多摩川への放水路が完成すれば、二ヶ領用水との合流点付近の洪水対策は完成します。その後は、当初計画どおり、二ヶ領用水の3面コンクリート張りから、上流部分(新川橋から宿河原の取水口)のように親水整備が可能となり、多摩区の重要な風景資産である二ヶ領用水の親水整備が完成します。</p>	河川の親水整備につきましては、多摩区構想素案P46 5(1)まちづくりと一体となった河川・水路等の整備の項において、地域の実情にあわせた親水整備の基本的考え方として反映されていると考えております。具体的御提案につきましては、今後の取組の参考とさせていただきます。
	749	都市マスでは20年後を目標としているが、今建っている建物の建て替えサイクルを考えるともう少し長い目で見ていく方が良いのではないかと。都市の観光や美観の面でも、建て替えにあわせて、大きさや高さ、配置、色彩などを計画的に誘導していくべき。	都市計画マスタープランにおきましては、おおむね20年後の都市の将来像を描いておりますが、御意見の趣旨につきましては、今後の景観施策の検討において参考とさせていただきます。

都市環境	750	43	<p>生田緑地は風致地区または景観地区に指定する、向ヶ丘遊園跡地の土地利用変更等については十分な説明責任が果たされるよう明記すべき。</p> <p>生田緑地は、(仮称)多摩川崖線軸の中核的な環境資源である。よって、その位置づけを明確にするためにも風致地区(又は景観地区)を指定するなどの対応が望まれる。そして、生田緑地整備基本計画に基づいて、それぞれのエリアに応じた適切な保全と活用が行われることが望ましい。向ヶ丘遊園跡地を含むこの地域において事業や整備等が行われる場合(特にその結果として土地の高度利用が可能となる場合)には、上記の位置づけを強く認識し、既存の緑地や周辺の景観に対して、質的に一段グレードの高い配慮を行うことが求められる。よって、計画的な土地利用の誘導や都市計画の変更に際しては、その配慮が事前にわかりやすく明示されることが重要で、公聴会などを開催し複数の代替選択肢を示して公開性の高い協議が行われるなど、十分な説明責任が果たされるようにすべきである。よって、P43にはその旨明記されたい。</p>	<p>生田緑地につきましては、多摩区構想素案P43 3(3) 生田緑地の整備を図ります の項において、「生田緑地整備基本計画」に基づく整備、保全の基本的考え方を記述しております。風致地区または景観地区指定の御提案につきましては、今後の参考とさせていただきます。</p> <p>向ヶ丘遊園跡地につきましては、多摩区構想素案P43 3(3) 向ヶ丘遊園跡地の適正な土地利用 の項において、良好な緑地の保全や既存緑地や周辺の景観に配慮した計画的土地利用に関する基本的考え方として反映されていると考えております。</p> <p>都市計画の変更等の御説明につきましては、今後の具体の都市計画の手続きの中で、果たされるものと考えております。</p>
	751	45, 46	<p>多摩川へのアクセスの整備の明記・まちなか河川の親水整備に取り組むべき</p> <p>多摩川のバランスの取れた整備・活用に向けては、合わせてまちとのつながり(インターフェース)を改善していくことが重要である。相当な交通量のある幹線道路である多摩川沿線道路を越えて、市街地から多摩川に安全にアプローチするためにも、その結節点となりうる複数の箇所においてアクセスポイントを整備することが必要である。よって、P45の「魅力ある水辺空間づくり」及び「歩行者空間の改善」については、整備する方針を明記すべきである。その取り組みの推進に向けてより重点的な記述が望まれる。</p> <p>P45 4 (1) 治水・親水・自然環境のバランスの取れた整備をめざします 7行目:「魅力ある水辺空間づくりに努めます」「取り組みます」とすべきである。</p> <p>P45 4 (2) 多摩川と市街地の連続性を向上させるため、アプローチを改善する 2行目:「歩行者空間の改善を検討します」「努めます」にすべきである。</p> <p>まちなか河川の保全再生へ向けには、二ヶ領用水や多摩川支流の治水をベースにした親水整備が重要である。よって、都市防災の部分(P52)に記述のある治水対策と合わせて、親水整備の取組を進めることが重要である。</p> <p>P46 5 (1) まちづくりと一体となった河川・水路等の整備 6行目:隣接する道路等の緑化等により水と緑のネットワークの「形成に努めます」「取り組みます」にすべきである。</p>	<p>都市計画マスタープラン素案の文章表現については、策定の趣旨等素案P8 に示すとおり、実施主体や計画熟度に従って整理しております。</p> <p>魅力ある水辺空間づくりにつきましては、目標の実現に向けて、時間はかかっても継続して取り組む事項と考えており、「努めます」と表現しております。</p> <p>多摩区構想素案P45 4(2) 国による人と川とのふれあい事業と連携した歩行者空間の改善につきましては、目標の実現に向けて、庁内・関係機関・市民との協議・調整・検討が必要でございますので、「検討します」と表現しております。</p> <p>多摩区構想素案 都市防災における記述につきましては、防災に関する基本的考え方を記述してございます。河川の親水整備につきましては、多摩区構想素案P46 5(1)まちづくりと一体となった河川・水路等の整備 の項において、基本的考え方として反映されていると考えております。</p> <p>水と緑のネットワークの形成につきましては、目標の実現に向けて、時間はかかっても継続して取り組む事項と考えており、「努めます」と表現しております。</p>

都市環境	752	<p>多摩区構想素案について、意見を記します。何年か前にフォーラムかシンポジウムが行われたときにも発言したのですが、このプランの中には子どもの視点、あるいは子どもの生活を考慮した視点が入っていません。特に子どもの遊び場、外遊びができる場については記されておられません。子どもの権利条例に基づき、川崎市には高津区に「子ども夢パーク」ができていますが、多摩区の子どもは電車に乗っていかないと行けないため、非常に不便です。多摩区内にもそうしたプレーパークができるよう、私たちは働きかけておりますが、どこも本気で取り扱ってはくれません。仕方なしに独自で「多摩区でプレーパークをやっちゃおう会」(通称たまプレ)を作り、活動していますが、現在活動に使えるのは区内でもたった?箇所。しかも日常は鍵がかかって入れない里山です。開催する日には100名を越える親子が集まりますが、常時使えるわけではありません。このような状態の中で、子どもの遊びはほとんど限られ、狭められ、子どもの育ちは益々歪んできています。特に登戸地区は子どものための広々とした公園が少なく、私どものNPOにもよく問い合わせが来ます。私は生田緑地内か遊園跡地に子どものためのプレーパークを、そんなに広いスペースでなくていいからぜひ作って欲しいと訴えかけてきましたが、皆さんそうですねーと言いながら一向に反映されない状態です。次世代育成行動計画においても子どもの遊び場の確保は謳われていますが、一体どこが実現してくださるのでしょうか。計画だけなののでしょうか。ぜひマスタープランの中に子どもの遊び場、プレーパークの確保を入れてください。そうでないと高津の子どもは幸せ、でも多摩区の子は、、、、というような差ができてしまいます。それでいいのでしょうか?どうぞよろしく願いいたします。また、ほかの内容においても、高齢者や障害者という言葉は随所に見られますが、「子ども」という言葉は非常に少ないですね。「子どもたちへ引き継げる持続可能なまちづくり」ということでしたら尚更、配慮が必要ではないかと思えます。これは全体構想素案にも言えることだと思います。拙論ですが、どうぞ検討くださいますよう、お願い申し上げます。</p>	<p>・多摩区構想素案P44 3 多摩丘陵の緑地保全と公園・緑地を育みます (4)緑地のふれあい活動と維持・管理を推進する 子どもが十分に自然にふれあえる場の創出 の項において、子どもが自由に自然にふれて、思いきり遊び、学ぶことができる場として公園・緑地を活用するために、地域住民や小中学校の総合学習等の取組の支援について記述しております。御意見の趣旨につきましては、今後の参考とさせていただきます。また、次世代育成支援対策行動計画(かわさき子ども「夢と未来」プラン)に関しましては、関係部署へ伝えてまいります。</p>
------	-----	---	--

都市環境・都市防災	753	<p>1 基本的考え方 (1)過去の歴史的遺産の保全に努める、(2)現状を正しく認識する、(3)未来構想をできるだけ具体的に示す、(4)来訪する人に好感を持たれるような町、(5)勿論、現在在住の人に快適な町であること、(6)残念ながら、都合により移住した人も過去を振り返り、良き思い出になる町であること、(7)多摩丘陵と街並と多摩川を大切にす。</p> <p>2 多摩区の玄関である登戸駅頭及び向ヶ丘遊園駅頭にモニュメントの設置 (例) 登戸駅頭 アイヌを象徴する碑(登戸の地名の由来による)、万葉集の歌碑(多摩のよこやまの歌)、歴史の道、津久井街道の碑 向ヶ丘遊園駅南口頭 枳形山頂の風景、枳形城主 稲毛三郎重成の像、高浜年尾の句碑(廃院になった稲田登戸病院正面玄関前にあるものを移設) 向ヶ丘遊園駅北口頭 歴史の道、津久井街道の碑、多摩川音頭の碑、多摩川梨もぎとり風景の碑</p> <p>3 登戸研究所(陸軍第9技術研究所)を貴重な戦争遺産として、保存維持する。平和宣言した自治体の責務。老朽化が著しい早期に。</p> <p>4 隣接する狛江市、調布市との防災等について連携強化</p> <p>5 歴史の道、津久井街道の標記の是非について、川崎市当局では道で統一されているやに思いますが、一部書物では街道の表記もあります。</p> <p>6 多摩区3大学との連携による地域活性化の推進により言及すべき。</p> <p>7 日常的な環境美化(タバコのポイ捨て禁止、自転車放置禁止)への罰則強化</p>	<p>1 基本的考え方は、御意見として参考とさせていただきます。</p> <p>2 モニュメントの設置につきましては、個別具体の事業の提案となりますので、都市計画の基本方針となる都市計画マスタープランでは記述しておりませんが、多摩区構想素案P46、6時の積み重ねが分かる歴史文化資源の保全活用と街なみ景観を育みますの項における基本的な考え方の具体的御提案として参考にさせていただきます。</p> <p>3 登戸研究所の保存維持についてですが、都市計画マスタープランでは特定の建物の保存については記述できませんので、多摩区構想素案P46 6時の積み重ねが分かる歴史文化資源の保全活用と街なみ景観を育みますの項における基本的な考え方の具体的御提案として参考にさせていただきます。</p> <p>4 隣接する狛江市、調布市との防災等については連携強化につきましては、多摩川河川敷等を含めて空間的な距離がありますので、特に都市計画に関連する防災性の向上等について大きく影響を及ぼすものではないと考えられますが、避難対策や防災まちづくり活動等において関連が出てくるものと考えられます。都市計画の基本方針を示す都市計画マスタープランとしては記述いたしません、今後の地域防災施策の参考にさせていただきます。</p> <p>5 津久井街道という表現につきましては、都市計画マスタープランでは、「津久井道」として統一しておりますので御了承ください。</p> <p>6 多摩区3大学との連携による地域活性化につきましては、都市計画マスタープランとしましては、多摩区構想素案P17 1(1)の項において、「多摩区内やその周辺の大学や専門学校を集積を活かし、学校(大学・専門学校)、企業、NPO、市民と連携した、コミュニティビジネスや都市型サービス産業の誘致・創造に向けた活動を支援」という記述をしております。御意見として参考にさせていただきます。</p> <p>7 放置自転車対策につきましては、多摩区構想素案P20 2(2)の項の中に記述しておりますが、都市計画マスタープランにおいて罰則強化等までは定めておりません。タバコのポイ捨て禁止と合わせて関係部署に伝えてまいります。</p>
その他	754	<p>たくさんの計画が記述されているが、多摩区で言えば小田急線の立体化など、重点的に実施する計画をしばっていくべき。計画の優先度を決める際に住民意見を聞くべき。</p>	<p>都市計画マスタープランにつきましては、5つの分野別方針からなる総合的な計画となっております。また、都市計画マスタープランは都市計画の基本方針を示すものであり、具体の事業の優先順位や年次目標を定めるものではありません。御意見として参考とさせていただきます。</p>
	755	<p>区民提案とは具体的にどこが違うのか。</p>	<p>区民提案につきましては、都市計画課窓口、都市計画課ホームページ (http://www.city.kawasaki.jp/50/50tosike/home/tosimasu.htm)で御覧いただけますので御参照ください。</p>